

第十回川尻・安浦地域包括ケアシステムを樹立する会

平成30年11月21日（水）18:00～19:00

テーマ「警察としての地域とのかかわり、高齢者とのかわり、地域へ発信したこと」

11月21日（水）広警察署 安浦駐在所 田邊巡査長をお迎えし、ご講演を頂きました。今回の企画は、今後樹立の会で行ってほしいというアンケートの中で、一番多かった企画でした。

田邊巡査長はとても物腰が柔らかい印象で、講演の内容も理解しやすく、講演後の質疑応答にも丁寧にお答え頂きました。講演の中で、安浦町でも窃盗などの被害が年に数件あるとのことで、日々緊張感を持ちながら職務をされていらっしゃる。また、町内の駅伝大会や祭り、催し事にも顔を出され、地域を優しく見守って頂いています。

この度は、「消費者被害に遭わないために」という内容で、DVDを観ました。



詐欺の手口として、

- ・ 還付金詐欺（お金が戻るので ATM に行くように誘導する）
- ・ インターネット回線契約トラブル（ネット回線を変更すれば安くなると勧誘し、申し込ませる）
- ・ 架空請求詐欺（携帯に見知らぬ未納があるとメールが入り、連絡しないと法的手段を取ると慌てさせる）
- ・ 訪問購入トラブル（不用品を買い取るといい、売るつもりがない貴金属を強引に買い取らせる）
- ・ 名義貸し（老人ホームに入居できる権利があるので名義を貸してほしいと承諾させる）のような詐欺事件があるようです。一時よりかは「オレオレ詐欺」を聞くことは少なくなりましたが、現在も存在しています。

田邊巡査長からのお願いで、以下の7つの心得を覚えておいて下さいとのことでした。

- ① 知らない時は、きっぱり「いりません」と断る。
- ② うますぎる話は、疑ってかかる。
- ③ 相手の親切な態度に惑わされない。
- ④ 業者を簡単に家の中に入れない。
- ⑤ 個人情報を明かさない。
- ⑥ その場ですぐに契約せず、誰かに相談する。
- ⑦ 日頃から悪質商法などの情報に関心を持つ。



7つの心得に加えて、『自分は大丈夫という慢心を持たない』というもの、大切ではないかと思いました。

